

P F O Sなどの水質汚染に関する嘉手納基地内への立入調査を求める意見書

沖縄県企業局が平成30年に実施した嘉手納基地周辺の水質調査において、県民の飲料水となる嘉手納町の比謝川取水ポンプ場周辺の湧水など6か所から、高濃度の有機フッ素化合物（P F O S、P F O A、P F H x S等）が検出され、嘉手納基地周辺住民のみならず北谷浄水場から供給されている市町村住民にも不安が広がっている。

沖縄県企業局は、平成28年に嘉手納基地周辺の水源や北谷浄水場の飲料水が汚染されていることを公表し、その後も調査を継続している。

有機フッ素化合物は、健康への影響として、即効性はなく蓄積され続ける事により、がんや内臓疾患等の病気を発症する可能性がある。P F O Sは、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において製造が制限されているほか、P F O Aは、今年4月から5月に開催された条約締約国会議で特定の用途を除いて廃絶することが決定された。

日本国内では、P F O SやP F O Aは、製造や輸入、使用が禁止されており、汚染源が嘉手納基地に起因する可能性が高いことから、同年6月に、沖縄県は基地内への立ち入り調査を申請したが、米軍は理由も示さず立ち入り調査を拒否している。また、P F H x Sについても、コレステロール値や肝機能への悪影響が指摘されており、国際的な規制に向けた議論が進んでいる。一日も早く汚染源を特定し除去に向けた有効な対策を講じることは、急務である。

よって、本町議会は、町民の生命、安全を守る立場から関係機関に対し、下記事項について強く要請する。

記

- 1 有機フッ素化合物（P F O S、P F O A、P F H x S等）による水質汚染に関し、環境補足協定第4条に基づき、速やかに沖縄県及び当該関係自治体による嘉手納基地内への立入調査を認めさせること。
- 2 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月16日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長